

相模原市住宅用太陽熱利用システム設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅用太陽熱利用システムの普及促進を図ることにより、自然エネルギーの有効活用に寄与し、もって地球温暖化の防止に資するため、住宅用太陽熱利用システムの設置者に対し、住宅用太陽熱利用システム設置補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

第2条 この要綱において補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、市内の住宅に次条に規定する太陽熱利用システム(以下「対象システム」という。)を設置する事業とし、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助事業者は、補助事業を行う個人であって、次に掲げるすべての要件に該当するものとする。

(1) 自ら居住し、又は居住を予定している住宅(店舗等の併用住宅を含む。以下同じ。)に対象システムを設置し、又は対象システムが設置された住宅を購入すること。

(2) 対象システムを設置する住宅が補助事業者の所有でない場合は、書面による所有者の設置の承諾を受けていること。

(3) 個人住民税に未納がないこと。

(4) 対象システムの設置にあつてはその工事着手前に、対象システムが設置された住宅の購入にあつてはその引渡し前に、第6条に定める交付決定を受け、補助事業を行う年度の3月15日までに第10条に定める事業完成届を提出できること。

3 前2項の規定にかかわらず、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。)第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)は、補助金の交付を受けることができない。

4 市長は、必要に応じ、申請者又は第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が暴力団員に該当するか否かについて、神奈川県警察本部に対して確認を行うことができる。この場合において、当該確認のために個人情報(神奈川県警察本部に提供するときは、本人の同意を得なければならない。)

5 対象事業に対する補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(対象システム)

第3条 対象システムは、次に掲げるすべての要件に適合するものとする。

(1) 太陽熱を集めて給湯に利用する自然循環型の太陽熱温水器(以下「自然循環型太陽熱温水器」という。)又は強制循環によって熱輸送を行う集熱器及び蓄熱槽で構成され、給湯若しくは冷暖房に利用するソーラーシステム(以下「強制循環型ソーラーシステム」という。)であること。

(2) 未使用品であること。

(3) 財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたものであること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、自然循環型太陽熱温水器にあつては20,000円、強制循環型ソーラーシステムにあつては40,000円とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助事業の着手前に、補助金等交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に次項に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 規則第4条第5号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 対象システムの仕様が分かる書類

(2) 工事請負契約書の写し又は住宅の売買契約書の写し

(3) 設置場所の現況写真

(4) 個人住民税納税証明書又は市税納付状況調査同意書(第2号様式)

(5) 暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書(第3号様式)

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があつた場合は、速やかに当該申請に係る書類の審査及び調査を行い、補助金を交付するときは補助金等交付決定通知書により、交付しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項に規定する市長の定める期日は、補助金の交付決定を知った日から14日以内とする。

(計画変更等の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業が規則第8条第1項各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、事務事業計画変更申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第8条第1項第2号に規定する補助事業等の内容の変更は、交付申請書の記載事項の変更とする。ただし、補助事業に着手する予定日の変更で、当初の予定日から30日を超えない場合を除く。

(補助事業者の変更の承認)

第9条 補助事業者の死亡等により補助事業を遂行することができない場合であつて、相続等により補助事業者の地位を承継することが適当であると認められる者が補助事業者の地位の承継について市長の承認を受けようとするときは、補助事業者変更申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(完成届)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から30日以内又は補助事業を行う年度の3月15日のいずれか早い日までに、事業完成届(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ市長の承認を受けた場合は、補助事業を行う年度の3月31日までに提出することができる。

(1) 対象システムの設置費の支払いを証する書類の写し

(2) 設置した対象システムに係る品名、型式、製造番号等が記載された保証書の写し

(3) 対象システムの設置状態を示す写真

(4) 住民票の写しその他の対象システムを設置した住宅に居住していることを証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第11条 補助事業には、規則第10条第1項ただし書の規定は、適用しない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助金等交付決定通知書の写し

(2) 第8条第1項の規定による承認を受けた場合にあつては、事務事業計画変更承認書の写し

(3) 第9条の規定による承認を受けた場合にあつては、補助事業者変更承認書の
写し

(実績報告)

第12条 補助事業等実績報告書の提出は、規則第11条第1項ただし書の規定に
より、これを要しない。

(稼働状況等の報告)

第13条 市長は、補助事業者に対し、対象システムの設置後、当該対象システム
の稼働状況等について報告を求めることができる。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第14条ただし書に規定する市長が定める期間は、5年とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市
長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。